

福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則（平成元年規則第28号。）に定めるところによる。

(電算基準最低制限価格の算定方法)

第3条 電算基準最低制限価格（以下「基準価格」という。）は、工事の種類ごとに次の各号に定める式により算定する。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(1) 土木関連工事

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

(2) 建築関連工事（建築物に付随する設備工事を含む。）

直接工事費×89.5%+共通仮設費×90%+諸経費×95%

(3) 建築物の解体工事

直接工事費×79.5%+共通仮設費×90%+諸経費×95%

(4) プラント設備工事（プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。）

機器費×80%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+（現場管理費+据付間接費+設計技術費）×90%+一般管理費等×55%

(5) 水道施設工事

直接工事費×92%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

(最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額（すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の92%を超える場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の92%を基準価格として第1項により設定するものとする。

4 基準価格が電算基準予定価格の75%を下回る場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の75%を基準価格として第1項により設定するものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格及び基準最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。